

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和3年10月11日

(令和2年度決算)

(環境生活部・商工労働部・観光戦略部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和3年10月11日(月曜日)

午前9時58分開議
午前11時8分休憩
午後0時58分開議
午後2時6分休憩
午後2時13分開議
午後2時45分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第36号 令和2年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第37号 令和2年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 令和2年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 令和2年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 令和2年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 令和2年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 瀧上陽一
- 副委員長 増永慎一郎
- 委員 鎌田 聡
- 委員 井手 順雄
- 委員 池田 和貴
- 委員 前田 憲秀
- 委員 松村 秀逸
- 委員 山本 伸裕
- 委員 高島 和男
- 委員 大平 雄一
- 委員 島田 稔

委員 西村 尚武

欠席委員(なし)
委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 藤本 聡

政策審議監 小原 雅之

環境局長 波村 多門

県民生活局長 手島 章人

環境政策課長 江橋 倫明

水俣病保健課長 原田 義隆

首席医療審議員 山口 喜久雄

水俣病審査課長 枝國 智子

環境立県推進課長 吉澤 和宏

環境保全課長 西村 浩一

自然保護課長 前田 隆

循環社会推進課長 小原 正巳

くらしの安全推進課長 田元 雅文

消費生活課長 福永 公彦

男女参画・協働推進課長 木村 和子

人権同和政策課長 鈴 和幸

商工労働部

部長 三輪 孝之

政策審議監

兼商工雇用創生局長 上田 哲也

産業振興局長 内藤 美恵

商工政策課長 市川 弘人

商工振興金融課長 増田 要一

労働雇用創生課長 中川 博文

産業支援課長 受島 章太郎

エネルギー政策課長 上塚 恭司

企業立地課長 工藤 晃

観光戦略部

部長 寺野 慎吾

政策審議監 府高 隆

観光交流政策課長 久原 美樹子

観光企画課長 脇 俊也

観光振興課長 川 寄 典 靖
販路拡大ビジネス課長 池 田 健 三

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 手 島 和 生
首席審議員兼会計課長 永 江 昌 二

監査委員事務局出席者

局 長 西 浦 一 義
首席審議員兼監査監 伊津野 裕 昭
監査監 松 岡 貴 浩

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦
議事課課長補佐 松 本 淳 一
議事課主幹 甲 斐 博

午前9時58分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に環境生活部の審査を行い、午後から商工労働部、観光戦略部の審査を行うこととしております。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 おはようございます。環境生活部でございます。

環境生活部の令和2年度決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

当部に関連する会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、歳入でございますが、一番左、歳入の欄の最下段、予算現額112億5,000万円余に対しまして、調定額、収入済額は、ともに109億1,100万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

また、予算現額と収入済額との差額であります3億3,800万円余は、主に事業繰越しに伴う国庫補助金の減によるものでございます。

次に、右側、歳出ですけれども、最下段の予算現額188億3,000万円余に対しまして、支出済額は175億6,200万円余、繰越額は7億6,700万円余、不用額は5億円余でございます。

不用額が生じた主な理由は、入札に伴う執行残及び水俣病総合対策事業における療養費の支給額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が環境生活部の令和2年度決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○江橋環境政策課長 環境政策課でございます。

最初に、今年度の定期監査におきまして、環境生活部への指摘事項はございませんでした。

それでは、環境政策課の決算について御説

明いたします。

説明資料の2ページをお願いします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、3ページをお願いします。

一般会計の歳出でございます。

上段の一般管理費は、災害対応等で人事課から特別配当を受けた職員の時間外勤務手当などでございます。この項目につきましては、各部局の筆頭課に一括して計上することとなっております。

中段の公害対策費は、職員給与費のほか、環境生活部政策調整事業、水銀フリー推進事業などでございます。

不用額457万円余につきましては、待ち受け予算であります政策調整事業の執行残及び水銀フリー事業において新型コロナの影響で啓発のための展示会を中止したことによるものほか、経費節減等によるものでございます。

下段の諸支出金は、後ほど御説明いたしますが、チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計への繰入金でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

ここからは、チッソ関連の特別会計となります。

最初に、この特別会計の概要を御説明いたします。

チッソが行う補償金の支払いに係る資金の貸付けや、水俣・芦北地域振興財団がチッソに対して行った一時金の支払いに係る資金等の貸付けのために発行した県債の償還などを円滑に行うための特別会計でございます。

各項目につきましては、備考欄の説明書きを御参照いただきたいと思います。

チッソへの金融支援につきましては、閣議了解に基づき、県が患者県債や一時金県債等を発行して貸付けを行いますとともに、チッ

ソの経常利益の中から可能な範囲で県への返済を求めています。この返済額が県債の償還額に不足する場合は、その8割を国庫補助金、残りの2割を全額交付税措置のある特別県債を発行して、県の償還財源に充当しております。

それでは、内容を説明させていただきます。

まず、歳入について、全ての項目で、不納欠損額、収入未済額はございません。

4ページ上段のチッソ貸付金元金及びその下の利子の合計2億1,300万円余は、水俣病認定患者に対する補償の支払いのため、チッソに貸し付けた貸付金の返済金でございます。

中段の水俣病問題解決支援財団出資費2億7,600万円余は、いわゆる平成7年一時金県債の元利償還のための一般会計からの繰入金でございます。

下段の国庫支出金3億2,300万円余は、先ほど触れましたチッソからの返済額が償還額に不足する分の8割に相当する国からの補助金となっております。

5ページをお願いします。

上段の一般会計繰入金12億5,500万円余は、特別県債の元利償還に必要な資金の繰入れ、そして、中段の県債は、後ほど歳出に出てまいります。チッソに対する特別貸付資金8,000万の財源として発行した県債の額になります。こちらにつきましては、全額交付税措置されております。

下段の一般会計繰入金7億5,600万円余は、平成22年の水俣病特措法に伴う一時金県債に係る元利償還金に対する繰入金でございます。

歳入は以上です。

続きまして、6ページからが歳出になります。

まず、上段のチッソ貸付費5億3,600万円余は、水俣病認定患者に対する補償のための

県債の元利償還金でございます。

中段の水俣病問題解決支援財団出資費2億7,600万円余は、平成7年一時金県債の元利償還金でございます。

7ページをお願いします。

上段の支援措置費のうち特別貸付金8,000万円は、特別県債によるチッソへの貸付金となっております。

中段の公債費12億5,500万円余は、特別県債の元利償還金でございます。

利子償還に不用額が16万8,000円ございますけれども、これは、予算要求時点の利子見込額との差によるものでございます。

8ページをお願いします。

一時金支払関係支援費7億5,600万円余は、平成22年の特措法に伴う一時金県債の元利償還金でございます。

環境政策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○原田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

不納欠損額、収入未済額はございません。

下から2段目の水俣病総合対策事業費補助につきましては、予算現額と収入済額との差が2億6,500万円余ございます。これは、歳入予算は実績の見通しに応じて減額更正をしておりますが、国からの補助金は、当初の申請額に応じて交付されるため、差額が生じるものでございます。昨年度の令和2年度の差額につきましては、本年度、国に返還いたします。

なお、この差額が生じた主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えなどがあったためでございます。

ページ飛びまして、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

公害保健費の不用額が2億7,400万円余でございます。

不用額の主なものは、水俣病総合対策費等扶助費2億900万円余、胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業2,300万円余でございます。

水俣病総合対策費等扶助費は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等で療養費の利用実績が当初の見通しを下回ったことなどによるものでございます。

また、胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響などによりサービスの利用が減少し、見込額を利用実績が下回ったことなどによるものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

最上段に国庫支出金、4段目に諸収入を記載しております。国庫支出金につきまして、記載のとおり、不納欠損額及び収入未済額はございません。

表の2段目及び3段目に国庫支出金の内訳を記載しております。

2段目の公害健康被害補償事業事務交付金で1,039万円余、3段目の水俣病総合対策事業費補助で98万円余、収入済額が予算現額を上回っております。これは、法基準額の増額などによるものでございます。

次に、表の4段目、諸収入でございます。諸収入につきましても、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最下段の公害保健費でございますが、

4,054万円余の不用額が出ております。

これは、右側の備考欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染拡大のため、水俣病の検診等につきまして、一時実施を見合わせるなどしたことに伴いまして、検診等に係る支出額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

なお、翌年度への繰越額はございません。

水俣病審査課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、15ページをお願いします。

上段の環境保全基金繰入金につきましては、予算額に対して収入済額が290万円余の減額となっておりますが、これは、基金充当事業の実績額が、コロナ禍でのイベント見直し等の関係で所要見込額を下回ったことにより、基金の取崩し額が減額となったものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを説明させていただきます。

16ページ下段の計画調査費ですが、これは、主に企業局の工業用水道事業の資金不足に対する一般会計の貸付金のほか、地下水保全条例に基づく許可制度の運用や地下水保全のための取組などを行うものでございます。

不用額の240万円余は、入札や経費節減等による執行残でございます。

17ページをお願いいたします。

表の2段目の公害対策費ですが、これは、環境センターの運営、有明海、八代海の環境調査、地球温暖化対策に関する事業などでございます。

不用額の1,960万円余の主なものは、環境

センターと水俣病資料館をつなぎます渡り廊下の老朽化した屋根の改修工事を行った際の入札残及びコロナ禍における事業見直し等によるものでございます。

下段の工業用水道事業会計等繰出金ですが、これは、企業局の工業用水道事業に係る企業債の元利償還金等に関して一般会計から繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

下段の水道関係費補助について、予算現額と収入済額との差が1億4,260万円余ございますが、主に令和3年度に事業繰越しを行ったことによるものでございます。

事業繰越しにつきましては、後ほど附属資料により御報告いたします。

次に、20ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

まず、衛生費のうち、上段の公害対策費でございますが、これは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模開発に際し、環境影響評価が実施される地域開発や公共事業について、環境に悪影響をもたらさないよう事前に審査指導を行うとともに、関係機関との連絡調整を図るための環境影響評価審査指導費などでございます。

不用額190万円余につきましては、人件費及び経費削減に伴う執行残でございます。

次に、中段の公害規制費でございますが、主な事業といたしましては、大気汚染防止法に基づき、県内36か所の測定局において、光化学オキシダントやPM2.5等の大気汚染物質の常時監視を行っております大気汚染監視

調査事業、原子力規制庁からの委託事業であります環境放射能水準調査、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業等でございます。

不用額2,430万円余につきましては、入札及び経費削減に伴う執行残でございます。

次に、下段の環境整備費でございます。

主な事業といたしましては、市町村が実施する水道施設の整備等に対して補助する水道施設整備事業、上天草宇城水道企業団の企業債利子償還に対して補助する水道広域化施設整備利子補給事業、水道に基づく事業認可や指導監督、飲用井戸の衛生対策等を行う上水道費等でございます。

最後に、繰越事業について御説明いたします。

別冊の附属資料の1ページをお願いいたします。

上段の水生物の保全に係る水質環境基準の類型指定事業でございますが、令和2年7月豪雨の影響により調査が困難になったことにより繰越しを行ったものでございます。

中段の水道施設整備事業でございますが、補助事業者におきまして、関連する他事業との調整や関係機関との協議に時間を要したものの、また、令和2年7月豪雨の影響により、労務者等の確保に時間を要したことにより繰越しとなったものでございます。

最下段の水道広域化の効果に関する調査研究でございますが、新型コロナウイルス感染拡大及び令和2年7月豪雨の影響により一部の市町村で水道整備事業計画の見直し等が行われ、データの収集等に時間を要したことにより繰り越したものでございます。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、21ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

一番下の自然環境整備交付金、これは国立公園の施設整備に対する国の交付金でございます。予算額に対して収入済額が3億7,000万円余の減収となっておりますが、主に令和2年度3次補正の交付決定が令和3年3月になり、繰越しとなったものでございます。

事業繰越しにつきましては、後ほど附属資料により御説明いたします。

次に、歳出を御説明します。

1ページ飛びまして、24ページをお願いいたします。

上段の観光費ですが、これは、主に国立公園内の施設整備等を行うものでございます。昨年度は、阿蘇くじゅう国立公園内において、火口周辺1キロ圏外を通る新規登山ルート案内看板の整備等を実施しております。

不用額2,400万円余は、入札に伴う執行残でございます。

続きまして、繰越事業について御説明いたします。

別冊の附属資料の2ページをお願いいたします。

明許繰越しでございますが、上段の自然公園等施設リニューアル事業は、令和2年7月豪雨災害復旧事業との発注時期の調整に不測の時間を要したため、繰り越したものでございます。

下段の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業でございますが、主に施設的设计や計画について変更などが生じ、発注時期が遅れたため、繰り越したものでございます。

3ページをお願いします。

上段の国立公園満喫プロジェクト推進事業、大観峰園地をはじめ、8事業ございますが、主に地元との協議や設計方法の決定に不測の時間を要したため、繰り越したものでございます。

下段の満喫プロジェクト推進事業、令和2年経済対策分でございますが、交付決定が令和3年3月となり、計画策定に不測の時間を要したため、繰り越したものでございます。

めくっていただいて、4ページをお願いいたします。

自然公園施設等災害復旧事業（単独事業分）、仙酔峡園地をはじめ、9か所ございますが、復旧方法の検討と他の災害復旧事業との発注時期の調整に不測の時間を要したため、繰り越したものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

国立公園満喫プロジェクト推進事業のうち上の大観峰園地でございますが、新型コロナウイルス感染症により主要資材である配水管等の調達が予定どおり入手できずに、約2か月間工事を中断せざるを得ない状況となり、年度内の完成が困難となったことにより繰り越したものでございます。11月の完成予定でございます。

続きまして、阿蘇市が実施する中岳中央火口園地でございますが、本事業の実施区域は、阿蘇火山防災計画で定める常時立入禁止区域に位置することから、阿蘇火山防災会議協議会から新たな安全対策を講じる必要があるとの指摘を受けたことで事業計画の見直しを行うなど不測の日数を要したことから、年度内の完成が困難となったことにより繰り越したものでございます。12月の完成予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料にお戻りをいただきまして、25ページお願いいたします。

歳入につきまして、不納欠損額、収入未済

額はございません。

歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、使用料及び手数料につきまして、3段目の産業廃棄物処理業許可申請手数料が予算現額に比べ168万円の増となっておりますが、これは、申請件数が当初の見込みを上回ったことによるものです。

次に、国庫支出金につきまして、2段目の海岸漂着物等地域対策推進事業費補助が予算現額に比べ402万円余の減となっておりますが、これは、国からの交付額が予算額を下回ったことによるものです。

次に、26ページをお願いします。

雑入につきまして、派遣職員負担金が予算現額に比べ132万円余の減となっております。これは、令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理支援のため、人吉市球磨村に派遣しております職員の給与等の負担金実績が見込みを下回ったものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

中段の公害対策費につきましては、主に職員給与費でございます。

不用額の432万円余につきましては、主に人件費の執行残や事業の経費節減によるものです。

下段の環境整備費につきまして、主な内容は、廃棄物の適正処理や不法投棄対策、産業廃棄物税基金の積立てなどに要する経費です。

不用額の5,075万円余につきましては、主にリサイクル促進関係の補助事業の実績減、委託業務の入札残によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全

推進課でございます。

説明資料に基づき説明をさせていただきます。

資料28ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、29ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

まず、交通安全対策促進費でございますが、交通安全推進連盟等への補助や交通事故相談業務など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。

なお、不用額127万円余は、交通事故相談所の人件費等の執行残でございます。

次に、最下段の諸費は、県民の防犯意識を高めるための広報啓発などの犯罪の起きにくい安全安心まちづくりの推進や犯罪被害者等支援、再犯防止推進に係る経費でございます。

不用額257万円余は、経費節減と併せまして、予定していました会議や研修会等が、新型コロナウイルス感染症により書面開催としたこと等に伴う会場使用料等の執行残でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

青少年育成費でございますが、青少年育成県民会議への補助や有害環境調査やフィルタリング普及促進等の少年保護育成条例の運用など、青少年の健全育成推進に係る経費でございます。

不用額82万円余は、経費節減と併せまして、新型コロナにより、立入調査に従事する人数を減らしたことなどによる旅費等の執行残でございます。

最後に、最下段の農業総務費は、食品表示制度の啓発、指導や食の安全安心確保に係る普及啓発、残留農薬等の食品検査に係る経費でございます。

不用額203万円余は、経費節減と併せまして、新型コロナにより会議や研修会等を書面開催としたことなどに伴い、会場使用料等の

執行残、巡回指導の回数減に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。

全ての歳入につきまして、不納欠損及び収入未済はございません。

最上段、貸金業者登録手数料が予算現額に対して45万円の減、同じく、上から3段目、地方消費者行政強化交付金が予算現額に対して716万円余の減、同じく、最下段、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が予算現額に対して70万円の減となっております。いずれも、当初の所要見込額を実績額が下回ったものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

消費者行政推進費は、県消費生活センターにおける消費生活相談や啓発事業、市町村の行う消費者行政の補助金、多重債務者への生活再生支援事業、新型コロナウイルス感染症に伴う消費生活相談体制の強化などを主な事業としております。

1,276万円余の不用額が生じておりますが、その主な理由は、市町村補助金の実績額が当初申請額を下回ったこと及び経費節減等に伴う執行残でございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の34ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

一番下の段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきまして、予算現額と収入済額の差が8,700万円余でございます。これは、令和3年度に事業を繰り越したことによるものでございます。繰越しにつきましては、後ほど附属資料により説明いたします。

続きまして、35ページをお願いします。
歳出でございます。

主なものを御説明します。

一番下の社会福祉総務費でございますが、これは、主にくまもと県民交流館の管理運営経費及び女性活躍促進事業を含めた男女共同参画の推進のための事業経費でございます。

なお、不用額509万円余につきましては、各事業の経費節減等と併せ、新型コロナウイルス感染症対策として、一部の会議や研修会等を書面やオンラインで開催したことに伴う執行残でございます。

続きまして、繰越事業について御説明いたします。

附属資料の6ページをお願いいたします。

くまもと県民交流館管理運営事業として、くまもと県民交流館パレアのエアコンの更新を行うものでしたが、更新予定の機器が受注生産により調達に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

なお、工事は既に完了しております。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○鈴人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

説明資料の36ページをお願いいたします。

歳入について、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、37ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上から1段目、総務費、総務管理費、諸費

でございます。これは、人権に関する広報・啓発事業に係るものでございます。569万円余の不用額が生じております。

これは、経費節減に伴う執行残と新型コロナによる集合型研修会等をオンライン等に振り替えたものでございます。

続きまして、2段目、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。これは、地方改善事業等に係るものでございます。

473万円余の不用額が生じております。

これも経費節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○淵上陽一委員長 以上で環境生活部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○池田和貴委員 33ページ、消費生活課、消費者行政の推進費なんですけれども、今の御説明の中に予算現額と支出額の比較の1,276万3,000円、これについては、市町村からの交付の申請が少なくなったことが一つの要因だということになったんですけれども、消費生活行政については、非常に県民の安全、安心のために、9市、熊本県の消費生活センターが、センター・オブ・センターで、市町村にも消費生活センターを置いて、それでしっかり消費者の権利を守ったりとか、そういうことをやるということになってたんですが、市町村からの交付金の申請が減ったってことは、実際、その市町村のそういったところがきちんと機能をしているのかなってちょっと心配になっているんですよ。

というのは、もともと、前提から言うと、消費生活行政の国からの予算は、やっぱり年

々減額をされてきてて、それぞれの市町村が運営大変だというふうなお話をずっと聞いてきたもんですから、それなのに、その交付の減、申請が上がってこなかったっていうことは、ちょっとどういうことかなと思って、ちょっとそこら辺をお尋ねしたいというふうに思います。

○福永消費生活課長 具体的に今委員がおっしゃったように、市町村からの申請が減ったという部分はあるんですけども、具体的には、やはり新型コロナの影響等がありまして、予定しておいた研修であったり、例えば出前講座、こういった部分が、学校からの要請に応じて、地域のセンターであるとか相談員さんが出かけていってというところがございました。こういったのが、どうしてもコロナ禍の影響で中止であったり、また、主催方法を変更したという部分がありました。

ですから、そういった部分では、致し方ない部分はあったんですけども、今委員がおっしゃったように、やはり消費者行政をしっかり推進するという役割ございますので、そこら辺を私どももしっかり対応を支援していくというところは、今後とも努めていきたいと思っております。

○池田和貴委員 分かりました。コロナの関係で、予定していた研修会とかそういうのが集まることができなくて予算減額になったことは、それは了解いたしました。

ただ、これから、やはりコロナ禍の中で、やっぱりいろんな新しい消費者問題も頻発してくると思いますので、その辺は、しっかり今後とも取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○淵上陽一委員長 要望でよろしいですか。

○池田和貴委員 要望です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○高島和男委員 説明資料の29ページ、くらしの安全推進課にお尋ねいたします。

諸費として犯罪被害者等支援推進事業ということでございますが、広報啓発で、チラシであったり、カード、そしてまた、リーフレットを作成されていると思うんですけども、簡単に結構なんで、その内容であったり、そしてその配布先、そしてどういった対象者をターゲットというか、考えていらっしゃるのか、教えてください。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

被害者等支援に関しましては、昨年、県議会において条例制定をさせていただきました。その条例につきましては、一番のというか、幾つか柱があったんですが、大きなポイントとなるところは、犯罪被害者等に対して見舞金を支給するというところが条例制定の大きな中身でもありました。

その見舞金だけでなく、こういった条例が県で制定されましたということは、被害者支援を県民全体で支援していくということにつきまして非常に重要でありますので、様々なパンフレット等を作っております。

犯罪被害者支援センターといった団体もございますので、その団体あるいは県警等と連携をしまして様々な活動をやっております。

パンフレットの中身ですかね。

○高島和男委員 簡単に結構ですよ。それと配布先。

○田元くらしの安全推進課長 パンフレット

の中身につきましては、条例制定前から作成、配布していたものと変わらないんですけども、配布先につきましては、全市町村に犯罪被害者支援の窓口がございますので、そういったところ、あるいは国の機関等にも併せて、あと、学校等についても配布をさせていただいております。

被害者等が一番訪れる可能性が高いのは警察だと思われまますので、警察にも当然置いておまして、被害届、あるいは相談等に訪れる方たちに対しては、被害者支援に関する内容を盛り込んだパンフレット、被害者の手引というものがございます。そういったものを配布するように連携しているところでありま

す。

以上です。

○高島和男委員 続けて、ワンストップ支援センターということで、ゆあさいどくまもとを運営されていると思うんですけども、昨年度、相談件数が1,242件あったということでございますが、コロナ禍ってということで、報道等では、DVであったり、虐待っていうのが増えているようですけども、このゆあさいどくまもとに対しての相談件数、これは、前年度あたりと——その前と比べて件数自体はどうでしょうか、推移を。

○田元くらしの安全推進課長 ゆあさいどの相談件数についてお尋ねです。

これにつきましては、コロナ禍が始まってからの件数は、それまでの令和元年の相談からすれば倍増しております。令和元年が622件という数字だったんですけども、令和2年、これは1,242件というように倍になっております。今年は、9月までの、年度の上半期の状態で782件ということですから、去年のペースをさらに上回っているというような数字が出ております。

以上です。

○高島和男委員 本当に、やっぱり数字だけ見ても、ゆゆしき事態だなんていうのはもう即座に分かるわけでございますけれども、ゆあさいどくまもとのホームページも、私ちょっと見せていただいたんですけども、いろんなタイプといたしますか、受けられた御本人、あるいは保護者であったり、そういったところに支援を行って、具体的に電話があります、相談を受けます、そしてそういう機関につながるまでが、ゆあさいどくまもとの役割なんではないでしょうか。

○田元くらしの安全推進課長 ゆあさいどのホームページ等見ていただいたということで、ありがとうございます。

しょっぱなの相談から、その相談だけで終わるというのも当然でございますが、それからの継続した対応というのが非常に重要になってまいります。警察への対応に同行していただいたり、あるいは裁判に同行していただいたりというような直接支援というようなことも相談員さんたちがなされておられます。相談員さんも、24時間体制で相談を受け付けているという形になっておりますので、私たちからすれば、非常にありがたい対応していただいているというように感じているところです。

○高島和男委員 本当に重要な役割を担っていらっしゃると思うんです。全国紙でも、やっぱり幼児期に本当に悲惨な体験をされたという方が、シリーズで記載をされておりました。こうして相談に来られるという方以外の方々というの非常に実は多いんじゃないかなと思いますんで、できる限りこのゆあさいどくまもとに相談ができるような周知を、今まで以上にまた取り組んでいただきますようお願いいたします。

要望です。以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○鎌田聡委員 13ページ、水俣病審査課にお尋ねをいたします。

コロナの関係で認定検診等の支出額が下回ったということでございますけれども、どのくらい例年よりこの認定検診ができなくなっているのか、あと、これ、昨年度だけ、現在もコロナの状況、今落ち着いていますけれども、かなり前月までは大変な状況だったわけでございますけれども、まだそういった影響によって検診数が抑えられているのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

まず、1点目でございます。

まず、昨年度の検診の状況でございますけれども、昨年度につきましては、水俣病認定申請を出されましたら、1つは疫学調査と申しまして、職員が申請者の方の生活状況等を聞き取らせていただきますので、自宅等に伺う調査がございますが、これに関しましては、令和2年の3月から6月末まで実施を見合わせていただいております。

また、検診に関しましては、令和2年の3月から令和2年の9月まで実施を見合わせていただいたんですけれども、その結果、疫学調査に関しましては、令和2年度は、合計で42名の方に実施をさせていただいておりますが、昨年とおとしの令和元年度に関しましては、194名実施ができておりました。

あと、検診の結果でございますけれども、検診に関しましては、お1人の方につきまして、眼科、耳鼻科、神経内科など含めまして6科目の検診を受けていただく必要があるんですけれども、1科目を延べで申し上げま

すと、令和2年度は231件の科目を受診していただいたんですが、令和元年度は1,090件の受診をしていただいておりますという状況でございます。

2点目の御質問でございますけれども、現在は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見ながら臨機応変に対応しているんですが、例えば疫学調査に関しましては、これまでは自宅等を訪問させていただいたんですけれども、感染拡大の防止のために、例えば公的な、例えば振興局の会議室を借りたりとか、そういった公的なところをお借りして疫学調査を現在実施しているところでございます。今後、感染拡大が収まってくれば、徐々に自宅のほうにも訪問させていただくように今検討しているところでございます。

また、検診に関しましては、1回に受けていただく申請者の方の人数を減らしたり、感染拡大防止に尽力しながら、今実施を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 状況分かりました。かなり昨年度は、疫学調査も検診のほうも、関係者が減っているのは、できなかった部分があるなというふうに今分かりました。

疫学調査に振興局の会議室等、申請者の方が来られる状況ならいいんですけれども、なかなかそういう状況かどうかということもあると思いますし、やっぱり自宅で話伺わないと、状況的にもきちんとお話できるのかなのか非常にデリケートな部分もあるかと思うんですけれども、その点は大丈夫なんですかね。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

まさに今委員のほうからお話ございましたとおり、申請者の方、お一人お一人に合わせた丁寧な審査を実施させていただいている

ところでございます。

こちらから御連絡をさせていただくときも、申請者の方が、例えば、ワクチンの接種がお済みであるかどうかなども伺った上で、公的な場所でもいいとおっしゃってくださる方には、もちろんそういったところを中心にさせていただきますし、例えば、なかなか病院に赴くことができない方に関しましては、往診ですとか、そういった手当てといたしますか、対応をさせていただいておるところで、一件一件、個別の事情に合わせて対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 ぜひ、一人一人、いろいろとまた状況も違うし、今ワクチンの話もありましたけれども、そういった状況も違うと思えますので、やはり寄り添った対応をしていたきたいと思えますし、併せて、やっぱりこういう状況だからですけれども、こういった手続も進めていかなければ、やっぱり認定されて、かなりまた待たせてしまうような状況もありますので、非常に難しい問題でありますけれども、丁寧な対応を進めていきながら、やっぱりやるべきことはきちんとやっていただくということをお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○前田憲秀委員 自然保護課さんにお尋ねをしたいと思えます。

附属資料の2ページ、3ページ、4ページなんですけれども、商工費、災害復旧費含めて観光施設のいろんな明許繰越しやっていますが、1つの予算がついたのが、例えば9月補正だとか2月補正という理由もあるのかもしれないですけれども、この一番右の進

捗状況が、例えば10%、0%というのも4ページにはあるんですが、予算がついた時期以外に何か特徴的な理由はありますか。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。御質問ありがとうございます。

確かに、たくさんの事業があつて繰越しが多いというところに対しては、大変業者の方々にも御迷惑をおかけしているところだと思います。

例えば、2ページの芦北海岸とか、矢部郷園地とかありますけれども、そういった10%となっておりましてけれども、ここは額が少うございます。周囲、例えば、去年の豪雨での災害での復旧事業等々ありますので、そういったところと併せてやろうというところで、まだこれからというところがございます。

あと、4ページに矢部郷って書いてあつて0%というところがございます。につきましては、去年の7月豪雨の災害で、五老ヶ滝に向かう川沿いに設置している見学路の木製デッキ部分の交換の補修を行うという工事で行ったけれども、そのデッキ部分、木製じゃなくて躯体全部がちょっと腐食されて破損のおそれもあるというところから、ちょっと全体的に見直そうというところで中断しているところでございます。

ほか、五老ヶ滝に向かうルートについては、別途遊歩道もございましたので、そこは途中で山崩れが起こっております。そこは治山工事で復旧を行う予定としているところといたるところを聞いております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

観光施設の方に聞けば、コロナ禍で、例えば、まん延防止重点措置のときは、県外からのお客さんはお控え願いますという打ち出しだったですよね。だから、もう県外のお客さ

ん来るなって言うのであれば、もう開いててもなかなか閑古鳥が鳴く状態とかいろんな状況は聞かれていらっしゃると思うんですけども、これから、5波が終わって、コロナが今収束に向かって、GoToキャンペーンとかいろいろ話が出てますけれども、しっかり観光地も今からにぎわっていただかないといけないので、動き出してというんではもう遅いと思いますので、業者さんのこともあると思います。業者さんも見込みをして、なかなか工事が進まないっていうのであれば、それも大変な状況だと思うので、私、繰り越すのが悪いという意味じゃなくて、きちんとやはり計画どおりやれるように努力をぜひしていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

○増永慎一郎副委員長 ちょっと関連していいですか。

私も今の質問しようと思ってたんですけども、そもそもの話をしますと、例えば県立公園の維持管理、これは自然保護課が窓口となってやっているような感じがしてますけれども、実は、実態は違って、町であったりとか、振興局であったり、それも振興局の農林部とか、その辺が多分やっていると思うんですけども、それに関してはどうでしょうか。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

今の増永副委員長おっしゃったように、実際やられるところが市町村であります。ただ、地域振興局の林務課に対しましては、私どもの予算、実際動いていただくのが林務課であるといったところで、林務課で工事を実際動いていただいております。

あと、清掃とかそういったものにつきましても、県のほうから市町村のほうに委託しまして、公園の掃除等やっております。

ころはございます。

○増永慎一郎副委員長 こうやって繰越額が出てくると、今さっき、五老ヶ滝川の歩道の話もありましたけれども、以前から、もうこの災害でどうのこうのっていうよりも、前からもう危なくて誰も通れないというふうな状況だったんですね。

そういった部分がどこにでもあると思います。以前私も行ったことがあるんですけども、県立公園の管理、また、保全に関しては、やっぱり自然保護課がきちんと統括して、目が届くような形にしておかなければいけないというふうに思いますけれども、何かその場所その場所任せみたいなことですね。やっぱり国立公園になると、きちんと管理がされているなというふうに思いますけれども、県立公園になると、お金がないからってということで、その辺の普通の町の公園よりも管理がしてないというふうな印象がします。

例えば、先ほど言いましたように、この先ほどの五老ヶ滝川の歩道の手前に道の駅がありまして、そこにトイレがありました。インバウンドの方々が来られても、そのトイレを使われないんですよ、汚くて。それをきれいにしてくださいっていうのを言えば、町に言うのか、県に言うのか。県に言えば、町に管理はしてありますからと。その辺がまとまりがないっていうか、横の連携もないし、自然保護課がきちんと目が届いていないから、多分そういうことになるというふうに思います。遅れ遅れになるんですよ。

ここを見ると、計画が何かできなくてとかあるけれども、以前からのいろんな情報を聞いてけば、その計画の遅れなんかは多分ならないと思います。

ですから、県立公園、県内に至るところにあると思いますけれども、もうちょっと全体的な体制を——県、それは環境生活部だけで

いました。

なかなかこのコロナの中で、今、逆にアウトドアっていうのが見直されつつあるので、こういう自然公園ですとか国立公園、今しっかり対応して受入れを整えるってのはやっぱり大事なことなんだろうと思います。

国立公園のほうは、環境省の予算もあってやっていますけれども、環境省も十分だとはなかなか言えずに、各県の取り合いの中で、うちは阿蘇と天草がありますので、そこでしっかり予算を取れるように頑張っているところです。

県立については、なかなか現状、おっしゃるとおり、予算の問題もあるんですけども、現実には、その要望への対応、それと、災害が起こったときに対応するっていうのが現実の状況で、なかなかその町からの情報も入ってきているんですけども、十分に対応できてないというところはもうおわび申し上げたいと思います。

その辺は、今後は、市町村と、それからやっぱり一番の県の窓口は振興局になりますので、私どもの業務は林務課のほうで対応してはいますが、先ほど課長も言いましたけれども、矢部の通潤橋の道の駅の例もありますけれども、増永先生のところでですけども、できるだけ振興局で、林務課だけじゃなくて、まず振興課、そういうところとの情報も共有して、町と、それからやっぱり観光も含めたところとしっかり共有した上で、うちも情報ももらって対応していくようにしていきたいというふうに思いました、今日。

そういうことで、ちょっともう少し振興局との連携も強化したいと思います。

○淵上陽一委員長 まさしく今、市町村で小学校の統廃合とかやられておまして、その中で地域づくりをどうしていくかということで、そこにある県立公園を使いながらやりたいという声も大変聞くわけでありまして、ぜ

ひともそういった情報をしっかりすくい上げながら対応していただければというふうに思いますんで、私からもお願いしときたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

○山本伸裕委員 4ページ、5ページのチッソ県債の問題でお尋ねしたいんですけども、先ほどの御説明で、支払い猶予に関しては、8割が国の補助、2割は100%交付税措置のある県債であてがうというような御説明でございましたが、ただ、非常にこの状況を続けていて大丈夫なのかっていう心配をしているんですよ。チッソの完済という点では、なかなかもうどんどん見通しが見えなくなってきているんじゃないかというようなこととか、あるいはそのチッソに対する優遇策なんかも拡大をしてくれている、こういう状況が続いていくのかなど。

もう一つは、患者補償にしても、そもそも被害の全体像がまだ確定していないわけで、どれだけの原資が必要になるのかというような点でも、まだ見通しが立っていないわけですよ。だから、こういう枠のまま返済猶予というような状況を続けていいのかということで、新聞なんかでも「機能不全」っていうような表現が出ておりましたですけども、県として、やっぱり今、ちょっとなかなか見通しが見えない状況に至っているこの打開の方向というか、どういうふうに考えておられるのかを伺いたいと思います。

○江橋環境政策課長 山本議員御指摘のとおり、チッソに関しましては、一時期は経常利益かなり上げておりましたけれども、この数年、中国を主にします液晶事業、こちらのほうでかなり収益が落ちているということで、もともと平成12年の抜本支援策、こちらで経常利益53億という目標があったんですけども、それを大きく下回る状態に最近なってい

るということで、関係方面からいろいろ不安を感じる声というものも伺っております。

ただ、現実的には、今チッソ全体、連結で考えまして、経常利益から、これまでの蓄積された預金とか、子会社からの配当等を持ってきまして、患者補償に関しては大丈夫と、今のところ不安はございません。

そして、今国のほうで連絡会議というものを立ち上げておまして、そちらのほうで経営状況を注視していくことというふうにされております。そして、その中で、今年の3月に、もう御承知かと思えますけれども、チッソ自身も業績改善計画というものを作りまして、ただいま5か年計画で、社内の構造改革ですとか、新しい事業の見直しですとか、これまでやってきた既存事業の見直しというものを手がけております。そして、経常利益の拡大ということに取り組んでおりますので、今のところこの状況を注視したいというところが、国、県、共通した認識でございます。

以上です。

○山本伸裕委員 患者補償のほかにも、95年の政治決着のときの一時金県債とか、それから特措法の一時金の債務とかありますわけで、そういう点では、これからの先行きが非常にやっぱり幾多の困難があるんじゃないかなというふうに思いますし、おっしゃられたように、チッソの業務改善が図られていくことに関しては、私も期待をしたいというふうには思います。

思います。ただ、業務改善計画の中に、赤字事業からの撤退というようなことが盛り込まれているわけですね。そして、御承知のとおり、子会社の工場閉鎖、あるいは人員削減とかいうのも打ち出されております。

チッソ県債の発行に関しては、これはやっぱり、チッソは患者補償と同時に地域貢献ということが、これは県議会の意思としても確認されているはずなんですよね。だから、そ

ういう点では、この地域貢献という点では曖昧にはいけない。ただ単に、もうかればいいっていうようなことじゃなくて、やっぱり水俣のその経済の振興についても、チッソは責任を持って果たさなければならないと、役割を。

そういう点では、県としても、そこはきっちりチッソに対してくぎを刺して指導していただきたいというふうに思いますが、それは確認できますか。

○江橋環境政策課長 今御指摘がありました件、チッソの地域への貢献、その点につきましては、先ほど申しました連絡会議ですとか、いろいろチッソとの打合せが時々ございますけれども、その場でも重ねて県の方から、要望といいますか、強く申し入れているところでございます。

そして、委員おっしゃいました経常利益さえ上げておけばいいというようなこと、それが一番大事ではありますけれども、そういうことではなしに、業績改善計画の中で利益を上げるのはもちろんですけれども、今おっしゃっていただいた地域への貢献、雇用の確保、そしてまた、次への事業の柱、そういったものがうまく立ち上げられるか、そういったところも注視しまして、今後の経営状況を見守っていきたいというふうに考えております。

○山本伸裕委員 具体的に出てくる工場閉鎖の話とか、そういうことに関しては、県としても、やっぱりしっかり口を出していただきたいなというふうに思います。

それから、もう1点よろしいでしょうか。

主要な施策の成果で、先ほど高島委員からお話がありました、ゆあさいどくまもとの相談件数倍増しているというふうなお話だったんですが、これはやっぱり、例えば、DVであるとか、虐待であるとか、犯罪の被害者

であるとか、様々な深刻な相談が来ているのであろうというふうに思うんですが、それとの関係で、こちらのほうは人権同和政策課のほうになるのかもしれませんが、その施策の次のページには、一人一人が尊重され自分らしく暮らせる社会の創造ということで、人権に関する啓発活動に力を入れていくというようなことも、ずっと施策の成果が紹介されているわけです。

先ほどのやっぱり犯罪被害の問題にしても、やっぱり加害者が被害者に対して、いかにその人権を尊重できないというか、人権をないがしろにしているような事態が広がっているかということの表れであろうかと思うんですよね。

そういう点では、人権を尊重する、守る、そういう啓発活動にしっかりと力を入れて、やっぱりそういった人権が尊重される社会づくりのために力を入れていただきたいと思うんですけれども、こちらのほうでも相談事業というのが書かれてあります。相談の実績というのはどれぐらいあるのかっていうのをちょっと教えていただきたいんです。

○鈴人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

私どものほうで相談事業も実施しております。私どもの、その相談事業の実績としまして、同和問題でございましたり、外国人の問題、子供の差別だったり、高齢者であったり、障害者の方であったり、様々な人権、その他関係の人権についての相談等を受けております。大体149件ほど相談件数として昨年度は受けているといった状況でございます。

○山本伸裕委員 先ほどのゆあさいどの相談件数1,200件に比べると、140件というのはやっぱりちょっと少ないなと。やっぱり犯罪が実際表に出る前に、潜在的に、やっぱりそういった人権侵害であるとか、危険な状況とい

うのはかなり裾野が広がっているのではないかなと思うんですけれども、どうしてもちょっとこの相談事業というのが、同和関係に限られているのかなっていうようなイメージ持たれかねないような相談窓口になっているんじゃないかなと思うんですけれども、やっぱり人権侵害という点では、広くやっぱり、今様々な女性に対する差別であるとか、外国人の問題であるとか、言われたように深刻な状況が広がっているわけですから、そういったところもカバーできるような、やっぱり窓口であるというようなことをアピールしたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、それ、いかがでしょうか。

○鈴人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

実際、私どもの相談件数も、その他という形で、差別的取扱いであるとか、差別的な発言を受けたとかいうような相談が一番、149件のうち89件ほどはそういった相談でございまして、いろんな相談を受けさせていただいております。

別に、特定の同和問題に限っているとか、子供、女性の問題に限っているということではございませんで、多様な相談を承らせていただいているといった状況でございます。

○山本伸裕委員 人権を尊重する社会づくりが、やっぱり犯罪抑止にもつながるというようなことで、引き続き頑張っていただきたいと思っております。よろしくお祈りします。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで環境生活部の審査を終了します。

これより1時まで休憩します。

ありがとうございました。

午前11時8分休憩

午後0時58分開議

○淵上陽一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより商工労働部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、商工労働部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 商工労働部でございます。

令和2年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、商工労働部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、共通事項として委員長報告第4の1、「未収金対策について、公平性の観点から、引き続き、適正な債権管理と徴収対策の推進に努めるとともに、必要に応じて外部委託を活用するなど、職員の負担軽減の取組も進めること。」との御指摘をいただいております。

当部の未収金につきましては、一般会計において中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業関連未収金、中小企業従業員住宅使用料関連未収金、委託訓練受講経費未収金、また特別会計において中小企業振興資金貸付金関連未収金がございます。

これまでも債権者等の資力や返済能力を確認しながら、可能な限り回収に努めてまいりました。

その中で、民間の債権回収業者、いわゆるサービサーを活用し、債権回収業務、資力調査、不動産鑑定などを行ってきたところでご

ざいます。

昨年度は、サービサーに不動産鑑定及び回収可能額の検証を委託し、その成果物を利用して、貸付先に対して今後の弁済について指導を行っております。

今後も必要に応じてサービサーを活用するなどし、適正な債権管理と徴収対策の推進に努めるとともに、職員の負担軽減を図ってまいります。

続きまして、令和2年度決算の概要について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いします。

令和2年度歳入歳出決算総括表をお開きください。

まず、歳入につきましては収入済額の一番下の欄にございますとおり、一般会計と4本の特別会計を合わせまして、収入済額が900億5,100万円余、収入未済額が、その2つ右の数字29億4,800万円余となっております。

収入未済額の主なものは、中小企業振興資金貸付金に係るものでございます。

次に歳出については、一般会計と特別会計を合わせまして、一番下の欄にございます。支出済額が1,003億1,600万円余、翌年度繰越額が297億3,500万円余、不用額が370億9,700万円余となっております。

翌年度繰越額が、主になりわい債権支援補助金など災害復旧に係るものと、営業時間短縮要請協力金事業、事業継続・再開支援一時金事業など、新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。

不用額は、主に中小企業金融総合支援事業の執行残でございます。

以上が、商工労働部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

○淵上陽一委員長 引き続き、各課長から説

明をお願いします。

○市川商工政策課長 商工政策課です。よろしくをお願いします。

まず、商工労働部全体につきましては定期監査の指摘事項でございますが、労働雇用創生課について指摘がございました。対応状況等につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

それでは、商工政策課の決算について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いします。

まず、一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

2ページの国庫支出金のうち、再下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額との比較で18億3,465万円余の差が生じておりますが、これは、営業時間短縮要請協力金を令和3年度に繰り越したことによるものでございます。

3ページをお願いします。

諸収入のうち最下段の営業時間短縮要請協力金負担金につきましては、予算現額と収入済額との比較で3億66万円余の差が生じております。これは、営業時間短縮要請協力金の市町村負担分で、事業を令和3年度に繰り越したことに伴い、市町村負担金の精算も繰り越したことによるものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。

一般会計の歳出でございます。

上段の一般管理費は、人事課から特別配当を受けました職員の時間外勤務手当等でございます。この項目につきましては、商工労働部内の各課分を筆頭課にて一括計上しております。

続きまして、不用額の大きいものについて御説明します。

下段の労政総務費の不用額830万円余は、

委託事業の見直し及び実績減に伴う執行残でございます。

5ページをお願いします。

上段の商業総務費の不用額1億3,207万円余は、今年2月15日まで受付を行っていた事業継続支援金の申請件数が見込み件数を下回ったこと、及び経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いします。

1ページをお願いいたします。

令和2年度繰越事業調べの、明許繰越しについてでございます。

営業時間短縮要請協力金事業につきましては、昨年度の時短要請に伴う協力金の申請受付を年度末まで行ったことから、年度内に審査支払いが完了しなかったため、令和3年度へ繰り越しているものでございます。

なお、執行率は64%となっておりますが、繰越予算で払うべき事業者への協力金の支払いは、全て完了しております。

商工政策課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課増田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

元の資料にお戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。

7ページから10ページまでが一般会計の歳入予算でございます。

まず7ページ、国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額との比較で30億671万円余の差が生じております。

これは、主に事業継続・再開支援一時金など、新型コロナウイルス対応事業を令和3年度に繰り越したことなどによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2段目の中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助につきまして、予算現額と収入済額との比較で179億6,390万円の差が生じております。

これは、なりわい再建支援補助金を令和3年度へ繰り越したことで、それからグループ補助金の実績確定に伴う執行残などによるものでございます。

9ページをお願いいたします。

諸収入のうち中小企業貸付金回収金につきまして、予算現額と収入済額との比較で312億3,442万円余の差が生じております。

これは、コロナ対策に係る中小企業融資制度の預託金でございます。預託金は歳出しまして、当該年度に金融機関へ預け入れを行います。年度末に回収を行って、この歳入のほうに入ってまいります。

昨年度は、新型コロナ対応として数度の補正を行わせていただきました。不足が生じないように十分な予算額を確保した上で、融資状況に応じて預託を行うことで、金融機関への預託を抑制した結果、預け入れに対する年末の回収金が予算に比べて少なかったものでございます。

また、雑入の各種団体清算返納金につきましては、460万円の収入未済額がございます。後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

2段目、中小企業再生支援利子補給補助金につきまして、予算現額と収入済額との比較で15億7,379万円余の差が生じております。これは、中小企業融資制度のうち、利子補給の対象資金に係る実績が執行見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、11ページからが一般会計の歳出になります。

このうち、不用額の大きなものについて御説明いたします。

なお、翌年度繰越額につきましては、後ほ

ど附属資料で説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

中小企業振興費の不用額334億8,284万円余につきましては、主に先ほど申し上げました中小企業融資制度の預託金でございます。融資状況に応じて金融機関への預託額を抑制したことに伴い、予算に比べ歳出が少なくなったことによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

上段、商工施設災害復旧費の不用額22億6,697万円余につきましては、主にグループ補助金の実績確定に伴うものでございます。

次に、中小企業振興特別会計でございます。

14ページをお願いいたします。

14ページからが歳入でございます。

繰入金、繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額とにもございません。

なお、繰越金において予算現額と収入済額との比較で2億円余の差が生じておりますが、これは、会計ルール上、予算現額は歳出予算に見合う額として繰越金の一部を計上し、収入済額は繰越金全額を計上しているところによるものでございます。

また、その下の諸収入でございます。

中小企業振興資金貸付金の償還元金、償還利子、延滞違約金を合わせまして、29億3,374万円余の収入未済額が生じております。後ほど、附属資料で説明をさせていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

特別会計の歳出でございます。

公債費の元金で、これは貸付償還金のうち中小機構への返還分となります。2億8,370万円余の不用額が生じております。

これは、高度化資金の繰上償還を予算上、多めに見込んでいたことによるものでございます。

また、17ページの下段、一般会計繰出金、こちらは貸付償還金のうち、県分を一般会計

に繰り出すものでございます。1億3,612万円余の不用額が生じております。

これも同様の理由で、一般会計への繰り出し分が少なかったことによるものでございます。

続きまして、附属資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

令和2年度繰越事業調べの明許繰越しについてでございます。

一番右側に進捗状況の欄がございますが、補助金の支出ベースで記載をさせていただいております。

まず1つ目の商店街新型コロナウイルス感染症対策支援事業から3つ目の中小企業者業態転換等支援事業につきましては、コロナ交付金の活用の観点から、令和3年度当初予算から令和2年度2月補正に前倒しして予算化、または予算の一部を令和3年度に繰り越して事業を実施しているもので、いずれも事業実施中であり、現時点まで支出には至っておりません。

4つ目の事業継続・再開支援一時金事業につきましては、県独自の緊急事態宣言に伴う1月、2月分の支援として2月補正で予算化した事業でございます。令和3年度に繰り越したものでございます。

なお、1月、2月分支給につきましては、ほぼ終了しております。

また5つ目のなりわい再建支援事業につきましては、補助事業者への事業計画の策定、工事施工に不測の日数を要したため、令和3年度へ繰り越しているものでございます。進捗率は3%となっておりますが、今後、事業費の大きな施設の復旧などが完了していきますと、この進捗率はだんだん上がってくるものと考えております。

次に、3ページをお願いいたします。

事故繰越しについてでございます。

中小企業等グループ補助金につきまして、

令和元年度の補正予算で事業費を計上し、令和2年度に明許繰越しを行い、事業が完了しなかったため、令和3年度へ事故繰越しを行ったものでございます。

対象となるのは2件で、復旧工事は既に終了し、現在、実績報告の途中でございます。

なお、グループ補助金につきましては、全体としましては益城の土地区画整理事業等による影響で申請できない方を除いて、全て完了するということになります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

令和2年度収入未済に関する調べについてでございます。

7ページは、一般会計のうち各種団体精算返納金につきまして、460万円の新たな収入未済でございます。これは、グループ補助金で取得した財産の処分に係る返納金でございます。債務者により、一括で返済が困難となり、令和2年度中は一部の返納にとどまったことによるものでございます。

4の令和2年度の未収金対策に記載してございますが、一括の返済を求めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少しており、一括での納付が困難との申出があり、協議を重ねた結果、分割納入申立書を徴収し、分割による納付を認めているところでございます。現在、計画どおりに納付されております。今後とも、納付状況を確認しながら債権の確保に努めてまいります。

次に、8ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計の未収金でございます。

まず、上段1、歳入決算の状況についてですが、収入未済額が29億3,374万円余で、内訳としましては償還元金が27億5,272万円余、償還利子が2,612万円余、延滞違約金が1億5,489万円余でございます。

次に、下段2の収入未済額の過去3か年の

推移でございます。

3か年においては、現年分の未収金は発生しておりません。

なお、令和2年度におきましては、前年から775万円減少し、29億3,374万円余となっております。

9ページをお願いいたします。

上段3の収入未済額の状況についてでございます。

収入未済が生じておりますのは、合計で15の貸付先となっております。

このうち分割納付中が、合計欄にありますように8貸付先、債権額で10億8,085万円、それから生活困窮と区分しておりますのが1つの貸付先、2億2,297万円余でございます。

また、その他として6件、16億2,992万円余として区分をしております。

この6件の内訳でございますが、このうち2件につきましては、既に廃業し主債務者が連帯保証人の資力もないと認められることから、現在、地方自治法施行令に基づき、徴収停止という形にしております。そのうち1件につきましては、令和3年2月の定例会において債権放棄の承認を得て、令和3年に入って不納欠損処分ということでさせていただいております。

ほか4件につきましては、分納が中断するなどしまして、現在、分納の催告や資力について確認中でございます。いずれも担保物件は処分されており、中には高齢、病気のため納付が難しい方や、破産宣告を受けた方も出てきておりますので、現在、主債務者や連帯保証人の資力や分納の可能性を確認しておりますところでございます。

下段の4の令和2年度の未収金対策についてでございます。

5点書いております。

まず、①にありますように、未収金対策基本方針などに基づきまして、弁済がない主債

務者や連帯保証人に対しまして、文書、電話や面接により催告を行っております。

また、②のとおり、死亡した連帯保証人の相続関係の調査を実施しております。

③のとおり、債権の回収に関しましては、法律的な解釈や助言を得るため、弁護士に相談を行うとともに、④のとおり新たな未収金発生防止の取組として、未収金の発生の可能性がある貸付先についてサービサー、債権回収会社に担保物件の不動産鑑定ですとか回収可能性の検証を委託し、その成果物を利用して弁済の指導を行っているというところでございます。

また、中小企業団体中央会に高度化事業診断等に係る業務委託を行っております。現在、償還中の貸付先に係る経営状況の把握、それから助言、指導を行っております。

加えて、先ほど申し上げたとおり、⑤として令和3年2月の県議会定例会において、債権放棄の承認を得ておりますので、1件について令和3年度に入り不納欠損処分を行っております。

未収金対策につきましては、今後も継続的に粘り強く回収に取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、努力してもなお回収が困難と判断される案件につきましては、徴収停止など債権放棄も見据えた対応を行うなど、公平性の観点と費用対効果を踏まえた上で対応してまいりたいと考えております。

長くなりまして申し訳ございません。商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中川労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

まず、定期監査において指摘事項がございましたので、こちらのほうから説明させていただきます。

指摘事項は、公用車による毀損額が大きい

自損事故の発生が1件でございます。

議案の概要につきましては、公用車で県庁地下駐車場の駐車スペースから左折で出庫しようとした際に、左側の柱に車両の左側面を接触させてしまったというものでございます。

損傷が広範囲に及んでいることに加え、PR用のラッピングを施していた関係で、修理費が50万円を超える高額なものになっております。

事故後の対応につきましては、本人に対して時間に余裕を持って行動し、安全確認を念入りに実施するなど、再発防止のため今後十分注意するよう指導いたしました。

また、これまでも課の例会におきまして、交通法規の遵守や事故防止について注意喚起を行ってきておりますが、改めて課員に対して交通事故防止に係る注意喚起を行い、再発防止に努めております。

では、先ほどの資料本体にお戻りいただきまして、18ページをお願いいたします。

まず、18ページから26ページの一般会計歳入において、不納欠損額はございません。

次に、21ページをお願いいたします。

国庫支出金のうち、2段目の地方創生推進交付金につきまして、予算現額と収入済額との差が1,205万円余となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、実績が執行見込額を下回ったための国庫補助金の減でございます。

22ページをお願いいたします。

1段目の訓練事業費補助につきましては、予算現額と収入済額との差が9,888万円余となっております。これは、職業訓練に要する運営費について追加交付が行われたことに伴う国庫補助金の増でございます。

その下、3段目の職業能力開発施設等整備費補助につきましては、予算現額と収入済額との差が7,970万円余となっております。これは、技術短期大学の改修事業費が見込額

を下回ったことに伴う国庫補助金の減でございます。

23ページをお願いいたします。

3段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、予算現額と収入済額との差が4億7,690万円余となっております。これは、各事業実績が見込額を下回ったこと、また年度内の事業完了が見込めず繰越しを行ったことによる国庫補助金の減でございます。

24ページをお願いいたします。

上から3段目の生涯職業能力開発事業等委託金につきましては、予算現額と収入済額との差が8,748万円余となっております。これは、主に離職者訓練の受講者の減少や早期に就職先が決まったことで訓練生が中途退校したため、事業実績が執行見込額を下回ったことによる国庫委託金の減でございます。

26ページをお願いいたします。

上から3段目の諸収入でございますが、延滞金につきまして994万円余の収入未済がございます。これは、中小企業従業員住宅事業関連のものになります。

その下、雑入でございますが、6万円余の収入未済がございます。これは、委託訓練受講経費の返還金になります。

この2件の内容につきましては、後ほど附属書類にて御説明させていただきます。

続きまして、一般会計の歳出でございます。

不用額の大きいものについて、御説明いたします。

29ページをお願いいたします。

1番上の段の職業能力開発校費でございますが、1億1,301万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、下から2番目の離職者訓練事業において、先ほど国庫委託金の減のところ御説明いたしました。訓練受講費の受講者減

や早期の就職先が決まったことで、急遽、退校したことなどによる執行残でございます。

続きまして、下の欄の技術短期学校費でございますが、6,669万円余の不用額が生じております。

主な理由は、備考欄の事業の概要のうち、下から2番目の技術短期大学学校教育対策事業におきまして、保全改修工事費にかかる国庫補助金の内示減に伴いまして、工事範囲の見直しを行ったことによる執行残でございます。

30ページをお願いいたします。

失業対策総務費でございますが、8,346万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、下から3段目の新型コロナ対応再就職支援プログラムにおいて、参加者が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

それでは、続きまして別冊の附属資料の4ページをお願いいたします。

令和2年度の繰越事業について、御説明いたします。

1段目の熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、高等技術専門校の再整備工事の設計委託の費用でございます。計画当初よりも調査、設計に時間を要しまして、年度内に事業が完了しなかったため繰越しを行ったものでございます。

2段目の技術短期大学校運営費は、技術短期大学校の運営、維持管理の経費でございますが、コロナ臨時交付金の活用のため、令和2年度2月補正増額した事業でございます。年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰越しを行ったものでございます。

3段目の技術短期大学学校教育対策事業は、主に技術短期大学校の保全計画に基づく改修事業でございます。新型コロナの影響により、入札、契約の遅延及び工事の中断が発生しまして、年度内の事業が完了しなかったた

め繰越しを行ったものでございます。

4段目の新型コロナ対応再就職支援プログラムは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、解雇や雇い止めされた方への支援策でございます。委託事業者において、失業者を雇用し、研修を実施した後、県内企業へ派遣することで就職につなげるものでございます。この臨時交付金の活用のため、令和2年度2月補正で増額した事業でございます。年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰越しを行ったものでございます。

最下段の新型コロナ対応雇用維持奨励金は、新型コロナウイルス感染症を受け、従業員の雇用維持のため、雇用調整助成金の交付を受けた県内事業所に対しまして、さらなる支援を実施するための奨励金でございます。雇用調整助成金の特例措置が延長されたことに伴いまして、奨励金の申請受付を延長し、繰越しを行ったものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

延滞金における収入未済額で994万円余でございますが、これは中小企業従業員住宅事業の延滞金でございます。

まず事業の概要ですが、厚生年金を財源とした融資を利用して県が企業の従業員住宅を建設し、これを企業に有料で20年間貸し付けた後、その住宅を企業に譲渡するというものでございました。

合計で68の企業の利用がございましたが、1社について使用料を延滞したことから、平成24年12月議会におきまして、住宅の明け渡しや未払い貸付料の支払いなどを求める訴えについて、県議会の議決をいただき、訴訟による解決を行ったところでございます。

11ページをお願いいたします。

これまでの未収金対策について御説明いたします。

時系列になっておりますが、25年3月の判

決の後、貸付料と延滞金の額3,351万円余が確定いたしました。

未収金の回収につきましては、債権者と連帯保証人の不動産が確認できましたので、平成27年2月に強制競売の申立てを行い落札され、県に1,871万円余の配当がありました。貸付料を初めとする債権の一部に充当して未収金を回収しております。

その結果、元本については完済されたことにより、延滞金額が確定し、残る延滞金総額は1,905万円余となりました。

その後、29年3月に、債務者から債務者所有の土地の任意売買について相談がございました。弁護士とも相談の上、任意売買に応じることとしまして、29年4月に約910万円を回収いたしました。

平成30年度以降、債務者所有の残る不動産の任意売買の状況の把握に努めておりますが、立地条件等の理由から現在のところ買い手が見つからず、任意売買が困難な状況が続いております。

この間、弁護士への法律相談を2度実施するほか、不動産の適正な評価額を把握するため、不動産鑑定評価を実施いたしました。

令和元年度から2年度にかけて任意売買の兆しがございましたが、売買には至りませんでした。

法定競売手続も検討いたしました。債務者は本債権以外にも社会保険料の延滞金による多額の公債権を抱えておりますので、強制競売を実施した場合には先に公債権が徴収され、後の残額が本債権に充てられることとなりますので、回収額が非常に少額となる恐れがございます。任意売買でありましたら本債権に優先して充てられるため、時効が到来する令和9年度までは任意売買に努めてもらうこととしております。

現在は、毎月、債務者から電話や面会等により状況報告を受けまして、任意売買の交渉状況について確認を行っております。

今後とも、弁護士等と相談しながら、引き続き未収金の回収に努めてまいります。

12ページをお願いいたします。

雑入として6万円余の未収金が生じております。

この未収金につきましては、平成21年度に高等技術専門校で実施しました自動車運転免許取得の委託におきまして、訓練受講の際には雇用保険の未加入であった受講者が、訓練が終了した後、訓練受講前に遡って雇用保険の被保険者となったことから、訓練受講の要件を満たさないということになってまいりまして、免許取得経費など10万円余を返還させる必要が生じたことによるものでございます。

分納により平成20年度まで4万円を返還させたところでございますが、就職しても短期間で離職を繰り返して無職の状況が続いたことから、23年度以降の返還が滞り、現在6万円余の収入未済となっております。

13ページが未収金対策でございます。

これまで分納誓約書を提出させ催促を行っておりましたが、債務者が平成25年5月から生活保護受給者となったこと、また今後の継続的な就労の見込みが低く、返済資金の確保が難しいことから、平成26年3月17日に徴収停止を決定いたしました。

なお、平成29年度からは福祉事務所等へ状況調査を行っておりますが、状況等に変化はなく、徴収停止を継続しております。

今後は、令和3年12月12日に時効が到来するため、不納欠損処分を行う予定としております。

長くなりましたが、労働雇用創生課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○受島産業支援課長 産業支援課でございます。よろしくお願ひします。

お手元の説明資料31ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございます。
不納欠損額、収入未済額はありません。
32ページをお願いします。

上から2段目の、地方創生推進交付金につきまして、予算現額と収入済額に5,162万円余の差が生じておりますが、これは地域未来投資促進事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、年度内の補助事業の完了が見込めず、繰り越したことによるものでございます。これにつきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

次に、一般会計の歳出でございます。
36ページをお願いします。

工鉱業振興費につきまして、1億2,704万円余の不用額が生じております。

主な要因は、地場企業立地促進費補助におきまして、事業者からの補助申請額が見込みを下回ったことにより生じたものでございます。

なお、翌年度繰越額に1億180万円が生じておりますが、これにつきましても後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

次に、37ページをお願いします。

上から2段目の産業技術センター費につきまして、1,847万円余の不用額が生じております。

主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による技術普及講習会の中止など、活動規模を縮小したことに伴う旅費や事業費、委託費などの執行残でございます。

次に、別冊の附属資料を説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

繰越事業でございます。

上から1段目の地域未来投資促進事業につきましては、先ほど歳入で御説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、補助先企業において資材の調達が遅れ、年度内の事業完了が困難となったことから繰り越したものでございます。

なお、当該補助事業につきましては、今年度に入りまして既に事業を完了しております。

上から2段目の、サプライチェーン再構築に伴う販路開拓支援事業につきましては、令和2年度2月補正で増額した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから繰り越したものでございます。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課上塚でございます。

説明資料の39ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

40ページをお願いします。

最上段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額との差が2,059万円余となっております。これは、避難所に蓄電池を設置するための工事費等を令和3年度に繰り越したことによるものでございます。翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

続きまして一般会計の歳出でございます。

不用額の大きいものについて御説明いたします。

42ページをお願いします。

工鉱業振興費につきまして、757万円余の不用額が生じております。これは、主に備考欄の事業の概要にあります新エネルギー等導入推進事業や、採石等育成増進事業における事業実績が見込みを下回ったこと、及び経費節減に伴う執行残でございます。コロナ禍の中で出張等を控えたことが、大きく影響しているものでございます。

別冊の附属資料6ページをお願いします。

蓄電池普及による防災拠点・再エネ促進事業は、災害等が発生した際に避難所となる県

立高校に蓄電池を設置する工事等でございます。令和2年9月補正予算成立後、事業を開始したものであり、設置箇所の調整や設計等に時間を要したため、繰越しを行ったものでございます。

右側の進捗状況としては10%と記載しておりますが、9月29日に工事契約が完了し、現在は99%となっております。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○工藤企業立地課長 企業立地課の工藤でございます。よろしく申し上げます。

説明資料にお戻りいたしまして、43ページをお願いいたします。

43ページから44ページにかけて一般会計の歳入を記載しておりますが、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

43ページ真ん中の欄の諸収入でございますが、2億円余の差額が生じております。これは、最下段にございます企業立地促進貸付金回収金について、新規貸付けの実績がなかったことによるものでございます。

次に、歳出について主な事項を御説明いたします。

46ページをお開きください。

一般会計の歳出でございますが、工鉦業総務費に3億4,966万円余の不用額が生じております。

主なものとしましては、企業立地促進資金融資の新規申請額がなかったこと、また、企業立地促進補助金において補助金交付申請額が見込額より少なくなったことによるものでございます。

続きまして、特別会計でございます。

おめくりいただきまして、48ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、港湾使用等のため土木部で歳入となっております。

おめくりいただきまして、50ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

最上段の財産収入の予算現額と収入済額との比較欄に、3億1,078万円余の差額が生じておりますが、これは真ん中の欄にございます財産売払い収入、八代外港工業用地の売払い収入によるものでございます。

なお、最下段の繰越し金でございますが、これは過去の用地売却収入等の繰越し金でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、52ページをお願いいたします。

高度技術基盤整備事業等特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額は、ともにございません。

一番上の段の財産収入の予算現額と収入済額との比較の欄に、2億8,868万円余の差額が生じておりますが、これは企業進出に伴う城南工業団地等の売払い収入が発生したことによるものでございます。

おめくりいただきまして、54ページをお願いいたします。

高度技術基盤整備事業等特別会計の歳出でございます。

一番上の段、商工費に1,387万円余の不用額が生じております。その主なものは、各団地の除草など管理経費の執行残でございます。

続きまして、財産処分についてでございますが、別冊の附属資料をお願いしたいと思います。

附属資料の14ページをお願いいたします。

県有財産の処分でございますが、一覧に記載しておりますとおり、八代外港工業用地、城南工業団地、セミコンテクノパーク用地及びテクノ・リサーチパーク用地の区画の一部を民間企業に売却したものでございます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 30ページですね、労働雇用創生課にお尋ねをいたします。

新型コロナ対応の再就職支援プログラムが参加人数が少なかったというようなお話だったかなと思いますけれども、今年度も引き続きやられているということでございますが、こちらの成果のほうを見ると、就職決定者が前年度が82人なんですかね。どのくらいの方がこれを受けられて、決定されたのがどのくらいなのかというのを、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○中川労働雇用創生課長 まず資料本体の30ページの下から3段目に新型コロナ対応再就職支援プログラムがございます。執行が1億8,600万円余となっております。

先ほど御説明で見込みが下回ったというふうな御説明をいたしました。当初は予算では200人の募集を予定しておりましたが、最終的には150名の応募がございました。

この再就職支援プログラムにつきましては、その1つ上の段、真ん中ぐらいに地域活性化雇用創造支援事業というものがございます。4,446万9,000円というふうな事業がございます。実際にはスキームは同様の事業でございます。これは併せて実施のほうをさせていただいております。2つ合わせまして、昨年度は240名の募集を行ってまいりました。最終的には190名の応募がございました。その190名を人材派遣会社、委託事業者になり

ますが、人材派遣会社にまず雇用のほうをいたしまして、その後に必要な研修のほうをまずO f f J Tという形でやりまして、その後にはいわゆるO J T、まず求職者の方が望む職種とか、そういったものをヒアリングしまして、マッチングを行って、そこの希望される職種のほうの事業所のほうに派遣をして、O f f J Tのほうを実施しております。

そこで、それぞれの段階で、やはり既に訓練中に、既に職業のほうを御自分で探されてやめられる方、それから一部には、どうしても最初にそのマッチングで希望したんだけど、ちょっとうまく思ったような業種と違ったというふうなところもございまして、最終的に190名参加いたしまして、最後のO J Tは109名参加いたしておりますが、109名のうち最終的にその派遣先の企業に正社員として就職されたのが82名というふうな実績になってございます。

○鎌田聡委員 これ、では前年度の就職決定者ということではよろしいんですかね。

○中川労働雇用創生課長 そうです。はい。

○鎌田聡委員 それで、大体240募集されたということですが、大体、昨年度コロナ関係で職をなくされたかたというのは、大体どのくらいおこなさるのですか。

○中川労働雇用創生課長 これは国のほうで、コロナを起因とします解雇者、雇い止め者というのが公表されてございます。

これは現在の数字になりますが、524名の県内でコロナ起因の解雇者がいらっしゃいます。これは、ちなみに全国ではこれが11万人ほどいらっしゃいますので、それと比較しますと熊本県内は比較的抑えられているのかなというふうな感じはしております。

要因としましては、御案内のとおり当県の

主力産業でございます自動車とか半導体関連、こういったものが好調でございますので、そういったことに支えられまして、先ほどの求職者についても若干見込みよりも少なくなつたのではないかというふうに思っております。

○鎌田聡委員 524名全てが全ての人数ちょっとよく分からない部分もありますけれども、いずれにしても今年度また繰越しをされているということでありまして、今年度の受講状況というのはいかがでしょうか、現在の。

○中川労働雇用創生課長 本年度は、今年の2月の補正で150名、予算のほうをお認めいただいております。令和3年度当初で50名、合わせて今年度も200名のほうを予定しております。

これは今、順次9月ぐらいから期を分けまして募集のほうをさせていただいております。まだ最終的な求職者というところまでは期間が5か月ほどございますので、まだ途中段階でございますが、最初の応募者については概ね応募のほうは定員に近い数はいただいているところでございます。

○鎌田聡委員 これから、また失業者が増えていくような懸念もございますので、なかなか全ての応募者が全部就職決定しているような状況ではないと思いますが、それなりの成果は出てきている事業だと思えますから、しっかりと今年度も継続してお取り組みいただきますようお願いしておきます。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高島和男委員 46ページの企業立地課、工鉱業総務費の中の企業誘致事業について、お

尋ねをいたしたいと思えます。

前年度、締結件数が41件で過去2番目、そしてまたオフィス系企業が19件で過去最高ということです。コロナ禍そしてまた経済の厳しい中で競争を勝ち抜いて誘致を成功されたということで、非常に敬意をまず表したいと思えます。

その中で、できればちょっと簡単に業種、どういった業種が41件の中にあるのかということもちょっとまず教えていただきたいと思えます。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

41件の業種につきましては、主なものとしましては、やはり半導体というのがあります。

それとIT企業が、やはりサービス関係が多くて、こちらが約19件ございました。ですから半分よりも少し少ない程度がIT企業だったということでございます。

それと、比較的最近好調なのが物流とそれから食品の一部ということで、こういったものが比較的多く立地させていただいております。

ただ今後、最近の事例でいきますと、やはり半導体のほうはかなり活況を呈しておりますので、令和3年度につきましては半導体の立地がかなり多くなっていくのかなというふうなことを見込んでおります。

以上でございます。

○高島和男委員 まさに、今の日本の状況を表しているなというのが、今のお話をお伺いして分かったんですけれども、最近やっぱり厳しい競争を各都道府県でやっているかと思うんですけれども、この企業誘致を成功するに当たって、それぞれの企業はいろんな要望を出してくると思うんですね。近年一番リクエストとして多い内容というのは、どういっ

たことが求められますか。

○工藤企業立地課長 その企業が求められる要件というのは様々でございます、一概にはなかなか言いにくいんですけども、例えば水の問題ですとか、あるいは人材の問題ですとか、そういったのが最近でございます。

それと、あとはお取引先との状況、そんなものでも決められていくと思いますので、私どもとしては企業さんが求めてらっしゃるようなこういったニーズを一つ一つ解決していくような、例えば土地の問題にしても、御提案を差し上げながら熊本県への誘致をぜひ頑張っていきたいというふうに思っております。

○高島和男委員 今課長は最後に土地の問題ということをお触れになりましたけれども、今度また企業立地を促進するために、新規の工業団地の適地選定にかかる基礎調査をされたということでございますけれども、基礎調査というのは、どういった内容なんですか。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

工業団地を決定していくに当たりましては、やはり相当な年月がかかりますので、まずはどういったところが一番工業団地にふさわしいかというのをあらかじめ検討する必要があります。

その中で、逆に適さないところを省いていくような、例えばハザードマップで水害の可能性あるですとか、傾斜地があるですとか、あるいは森林の公園とかの少し開発ができるような枠がはまっていますとか、そういったものを除いていって、残ったところが適地だというふうな形で、そういった基礎的な適地をどこが向いているかというのをさせていただきました。

○高島和男委員 また、菊陽町では例の話も進んでいるようでございますので、ぜひまた誘致一生懸命頑張ってくださいと思います。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 ちょっと私は説明を聞き漏らしたかもしれないんですが、10ページ、商工振興金融課さんの中小企業再生支援利子補給補助金、これが予算現額が23億6,000万あって、調定額が7億8,000万に落ちて、その差が15億あるんですよね。

これ自体はもともと想定した額よりもかなり少なかったんですけども、その理由というか、説明の中で聞き逃したかもしれないけれども、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

利子補給のここに上げてある歳入につきましては、ゼロゼロ融資といいまして、昨年5月に国が全国一斉に行いまして、利子補給を3年間国庫のお金でやるという事業がございます。

本県では、それに先立って2月から県独自の融資制度を立ち上げて、2本立てですずっと動かしておりました。

このゼロゼロ融資が始まりますと、当然そちらが多くなるだろうという当初は見込みを立てておったんですが、結局その売上げ減少の割合とかが両方の融資は違うものですから、結局県独自の融資も引き続きその需要があったということで、見込んだとおり実際の貸付実績がなかったというところでございます。

もう1点の理由としましては、やはり県が一緒にやるということで、一応利率というの

を決めます。ところが、各金融機関さんにおいては、それよりも低い利率で貸されるところもございますので、実際のところ本県が予定していた利率で予算は組んでおりますので、それよりも低くなると当然執行がなくなるというところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 分かりました。ありがとうございます。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○増永慎一郎副委員長 最初、部長のお話のときに、概要説明のときに、昨年の検討を要する事項ということで未収金の対策についてお話がありましたけれども、改善ができていないというのは、なかなか難しいんじゃないかなと思います。やっぱり人間と人間のことで、また相手先がお金を持っている持っていないという部分があると思うんですね。これは、またさらに努力をしていかなければいけないというふうに思いますけれども、さらにコロナが、コロナ対策を今ずっとやられていますけれども、経済が回っていくにしたがって、また今度は実際事業を再開したりとか、元の状態に戻ってもなかなか、お金を返さなくてはいけなくなった場合に、またこの問題がさらに輪をかけて増えてくるんじゃないかというふうに懸念をするんですけれども、その辺の対策については、何か増えてくるなというのは多分感じられていると思うんですね、経済がよくなれば。その部分に関しては、どういう考えを今お持ちなのか。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

昨年度、融資制度も通常でしたら年間で300億程度の枠で動かすところを、結局コロ

ナのために3度ほど枠の補正をお願いをいたしまして、2,700億まで枠を増やして融資を昨年度実行しております。

当然、据置期間というのはございますけれども、据置期間後に返せる返せないという問題が出てまいります。

実は、もう据置期間が1年間という資金もございますので、そのあたりはこの前9月議会にお願いをいたしまして、その借換え等ができるような融資制度を新たに入れて、保証料補助なども入れながらさせていただくということにさせていただきました。

それと金融機関には金融庁あたりから柔軟な対応という要請が昨年来ずっと行われております。私たちも地元金融機関と話をする場を設けたりして、そのあたりを十分お話をさせていただくんですが、そういう借換えでございますとか、あと返済期間の猶予の期間ですとか、そのあたりをできるだけ柔軟に取りあえずはさせていただくところを今お願いをしているところでございます。

そうしても、なおやはり返せないと、全体的な回復はしてくる個々の事業者によっては回復ができないという事業者も出てくると思っています。

今国では自然災害に伴う、要はそういう債権処理のガイドラインというものを検討が今行われてございます。個人事業者また法人も検討するというふうには出ておりましたけれども、どういう状況にあればその債権をある一定減免して再出発していただけるかという、そういう議論もなされておりますので、そういう国の動きも見ながら、できるだけ支援はしてまいりたいと思っております。

○増永慎一郎副委員長 ぜひその部分はやってほしいんですけれども、いわゆる国がひもをつけたような利子の補給とか融資は、ある程度最終的には国が責任を持っていただいているんじゃないかなというふうに思っている

んですけども、県独自で先んじてやったとかいろいろあると思います。

今、要は未収金として、中には営業を続けながら未収金を残していらっしやる所も多分あるのではないかなと思っております。例えば、高度化を借りて営業はしているけれども、なかなか返すのが難しいから、リスクとかしながら返しているところもあるだろうし、県が返済の猶予をして、うまい具合に間に立っているというのがあると思いますけれども。

こんな話もあるんですよ。例えば、飲食店で、お金がなくなった時点でいろんな手当が、県とか国の手当がなくなった時点で、やめよう。後はわからんというような話も聞きます、実際、裏のほうでは。ですからまた、私が一番懸念しているのは、その未収金が大きくなって、今よりもまだ大きくなって、その部分をやっぱり、前の部分をきちんと回収しておかないと、さらに皆さん方の労力も増えますし、もともと税金ですから、やっぱりちゃんと取るべきものは取らないとと、そういうような気構えというか、それをきちんと対策しておかないと毎回この問題というのは残る。一番問題ですから残るのは当然なんですけれども、こういうのをやっぱり県としては、増えるというのを見越して、こういうことをやっていますよ、ああいうことをやっていますよというのを次から次にいろいろしておかないといけないというふうに思いますので、何というか、払わないほうがもうけたと、払わない者勝ちたいというふうな、言い方は悪いですけども、そういうふうな風潮になったらいけないと思います。

リーマンショック前までは、会社が倒産すると何か恥ずかしいようなとか、何かそういうふうな風潮でしたけれども、リーマンショック以降は、これだけ頑張っても会社が倒産するのは仕方ないわいというような風潮がやっぱり日本の中にあるんですよ。熊本県

でも多分一緒だと思います。

ですから、そういうことがないように、ちゃんと面倒を見ながら、もし何とというか、そうやって未収金あたりになったときには、ちゃんとその手立てあたりはきちんと、後の祭りにならないように、ぜひそういう対策も、いつも以上にぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。以上です。

○淵上陽一委員長 ほかには質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 なりわい再建支援事業の繰越しについてお尋ねしたいんですけども、繰越事業調べによると、令和2年度執行額が1億8,400万円余で、令和3年度への繰越額が239億2,566万円余ということですが、このなりわい再建支援事業については、せっかくの制度なんだけれども、非常にやっぱり手続が大変であるとか申請までにあきらめてしまうとか、そういったお話を大分あちこちから伺っているだけに、ちょっと心配しているんですよ。繰越額における現在の進捗状況3%という数字も書いてありますけれども、実際に被災した人たちがこの制度を利用しやすいように、やっぱり促進を図るという上では、何らかの県としての対策というか改善策というのは検討されていらっしやいますでしょうか。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

なりわい再建補助金の実施につきまして、昨年度から県下19か所だったと思いますが、商工会や商工会議所に窓口という形で県下くまなく相談窓口を設けて、特に人吉、芦北については、県職員もほぼ毎日のように相談会場に行って対応させていただいておりました。

そういう中で当然、今すぐ復旧していいの

かとか、もうちょっと待って考えようとかいろいろな事業者さんがおりますので、そういう窓口の中で相談を伺いながら対応させていただいております。

ここに執行額として3%という数字が上がってございますが、実際の今の申請具合としましては、この9月までで448件の申請が上がってきて、金額に直しますと153億円の金額になっております。予算全体としては240億円ですので、まあ半分強ぐらいがきていると。

その中で実際交付決定を行っておりますのが308件ということで、これが46.6億円ということで、どうしても規模が大きなものというのは、後から申請がなされて審査の時間もかかるものですから、どちらかという設備の導入ですとか簡易なものなんです。先に申請があつて交付決定をやつて、あと実際の支払いが進んでいくという状況がございます。したがって、金額ベースで言いますと3%程度の執行しかなかったというところが、今の状況でございます。

実際あとどれだけ申請をされたい方がいらっしゃるか、今商工団体と市町村と合わせて、その希望の把握というのを進めておりますので、その中で御利用されたい方がしっかりと利用できるように支援をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○山本伸裕委員 今お話があつたように、希望されている方がやっぱり断念することのないように、しっかり要望については調べていただいて、そしてどこでその人たちがやっぱりその申請に至らずに困っているのかというようなことも含めて、寄り添った支援をしていただくことが非常に重要じゃないかと思っておりますので、またぜひよろしく申し上げます。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 なければ、これで商工労働部に関わる質疑を終了いたします。

ここで説明員の入替えのため、5分休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時13分再開

○瀧上陽一委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより、観光戦略部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、寺野観光戦略部長から総括説明をお願いします。

○寺野観光戦略部長 観光戦略部です。よろしく申し上げます。

令和2年度決算の概要について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページ、お願いします。

令和2年度歳入歳出決算総括表をお開きください。

まず、歳入につきましては、収入済額が13億9,900万円余となっております。

次に、歳出については、支出済額が28億5,200万円余、翌年度繰越額が9億8,800万円余、不用額が1億8,000万円余となっております。

翌年度繰越額は、主に県内宿泊応援キャンペーン、令和2年7月豪雨被災地観光復興事業、『ONE PIECE』連携復興応援事業、海外輸出拡大対策事業などに係るものでございます。

不用額は、主に産業展示場施設管理事業、コンテンツを活用した活力創造推進事業、観光標識整備事業、クルーズ船観光客受入体制強化推進事業などの執行残でございます。

以上が、観光戦略部の決算の概要でございますか。

詳細につきましては各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課の久原でございます。よろしくお願いいたします。

まず、観光戦略部の定期監査での指摘事項はありません。

次に、観光交流政策課の決算説明でございます。

お手元の説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

下段太字、商工費国庫補助金の地方創生推進交付金について、予算現額と収入済額との差が667万円余となっておりますが、これはコンテンツを活用した活力創造推進事業について、事業実績が執行見込額を下回ったことによる交付確定減によるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

主なものを御説明いたします。

下段太字の諸費について、1,330万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄中ほどの姉妹友好交流事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた友好提携先との交流事業ができなかったことによる執行残や一番下の項目、熊本県外国人サポートセンター事業について、サポートセンターの相談員が対応可能な言語の相談が多く、多言語コールセンターの利用料が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、5ページ上段太字の防災総務費ですが、477万円余の不用額が生じております。

これは、震災ミュージアムの具体化推進事業において、震災ミュージアムツアーの旅行商品化に向けた調査事業の内容を見直したことによる執行残でございます。

次に、中段太字の農業総務費ですが、747万円余の不用額が生じております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、シンガポールや香港の現地事務所の活動経費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

同ページ下段太字の商業総務費でございますが、211万円余の不用額が生じております。これも、同じく新型コロナウイルス感染症の影響により、上海の現地事務所での活動経費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

観光費でございますが、1,335万円余の不用額が生じております。これは、コンテンツを活用した活力創造推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、漫画、アニメを活用したツアー等の企画調整が難航し、実施できなかったことによる執行残でございます。

続きまして、別冊附属資料の1ページをお願いいたします。

令和2年度繰越事業調べの明許繰越しについてでございます。

『ONE PIECE』連携復興応援事業については、漫画『ONE PIECE』の麦わらの一味の像と連携した周遊プロモーションや地域資源のさらなる魅力化を図る事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響により制作関係者の移動が制限され、一部の像の完成及び設置ができなかったこと、併せまして、全ての像の設置後に予定していた看板設置と動画制作業務が履行できなかったことなどから、4,713万1,000円を繰り越したものでござい

す。

これらについては現在、全ての設置について順調に進んでいるところです。

観光交流政策課については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

お手元の説明資料の7ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、8ページをお願いいたします。

中段太字の社会資本整備総合交付金について、予算現額と収入済額との差は189万円となっておりますが、これは、観光標識の一部事業を繰り越したことによるものでございます。

続いて、下段の地方創生推進交付金について、予算現額と収入済額との差が734万円余となっておりますが、これは、一部事業の繰越しと執行残によるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

1段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との差が1億4,579万円余となっておりますが、これは2月補正予算で計上した昨年7月の豪雨災害被災地の観光復興を応援する被災地域産業再興支援事業の繰越しと、その他事業の執行残によるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

主なものについて、説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

観光費でございますが、4,036万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄上から2番目の熊本県観光連盟補助の補助金や備考欄中ほどの観光標識整備事業における工事請負費、それからオリ・パラキャンプ誘致推進事業における事業中止、令和3年度の事業への繰越しになりますけれども、延期になりますけれども、これに伴う執行残などがございます。

では冊子を変えまして、附属資料の説明をさせていただきます。附属資料の2ページをお願いいたします。

令和2年度繰越事業調べの明許繰越しについてでございます。

観光標識整備事業として、阿蘇地域の用地取得等の調整に時間を要しまして420万円、観光産業創造事業としまして、民間事業者が整備する観光施設の整備計画変更に伴いまして1,000万円、被災地域産業再興支援事業としまして、八代市坂本町など、被災が甚大で実施が困難な事業により788万円余の繰越しをお願いしております。

また、令和2年2月補正予算で令和3年度当初予算との一体化を念頭に計上させていただきました令和2年7月豪雨被災地観光復興事業として、1億5,000万円の全額繰越しをお願いしているところでございます。

観光企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

説明資料の13ページをお願いします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

中段太字の地方創生推進交付金についてですが、予算現額と収入済額との差が206万円余、下段太字の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について7億3,176万円余となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の一部中

止、事業規模縮小などにより交付額が確定したことに伴うものでございます。

なお、下段備考欄の県内宿泊応援キャンペーン第2弾と、九州新幹線10周年キャンペーンは、昨年の2月補正予算で全額繰越しをしております。

次に、15ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

主なものを御説明いたします。

観光費不用額の欄、1,684万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、備考欄中ほどの上から5ポツ目、クルーズ船観光客受入体制強化推進事業、これはクルーズ船寄港による関係者との調整、観光施設のコロナ対策のヒアリング、おもてなし準備などに要する経費ですが、クルーズ船寄港がなかったことに伴う委託事業の執行残でございます。

また、下から2ポツ目、地域観光誘客応援強化事業、これは、昨年7月から8月に実施した宿泊キャンペーンですが、一部の事業について、事業実施期間の短縮に伴う執行残でございます。

続きまして、別冊附属資料の3ページをお願いいたします。

令和2年度繰越事業調べの明許繰越しについてでございます。

県内宿泊応援キャンペーン第2弾及び九州新幹線全線開業10周年キャンペーン、これは、JR西日本と連携したプロモーション事業の実施及び鹿児島県との相互誘客キャンペーンを実施するものでございますが、いずれも国の経済対策に対応し、令和3年度当初予算について、令和2年度補正予算と一体的に予算化したため繰越しをしたものでございます。

観光振興課については、以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○池田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。よろしくお願い申し上げます。

お手元の説明資料の16ページをお願いいたします。

まず一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、17ページをお願いいたします。

商工費国庫補助金の上から2つ目のポツ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですが、予算現額と収入済額との差が4,786万円余となっております。これは、事業実績が執行見込みを下回ったこと、あるいは一部事業の繰越しを行ったことに伴う国庫補助金の減によるものでございます。

次に、一般会計の歳出についてでございます。

主なものについて御説明いたします。

おめくりいただき、20ページをお願いいたします。

商業総務費において、1,928万円余の不用額が生じております。

主な理由といたしまして、新型コロナウイルスの影響によりまして、海外展開推進体制整備事業の海外での事業縮小に伴う委託料の執行残やマーケット拡大支援事業における首都圏での催事出展自粛等によりまして、執行残が出たものでございます。

次に、下段の工鉦業振興費におきまして、2,879万円余の不用額が生じております。

主な理由としまして、産業展示場の運営管理費の経費節減等に伴う執行残でございます。

おめくりいただき、21ページをお願いいたします。

観光費において、1,012万円余の不用額が生じております。

主な理由としまして、外食産業インバウンド需要回復緊急支援事業におきまして、事業者からの補助金の申請額が見込額を大きく下回ったことによる執行残でございます。

次に、下段の商工施設災害復旧費において、1,736万円余の不用額が生じております。

主な理由としまして、産業展示場災害復旧等事業の入札に伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の資料の4ページをお願いします。

令和2年度繰越事業調べの明許繰越しについてでございます。

海外輸出拡大対策事業及び輸出マーケットイン販路開拓事業、2事業とも輸出拡大に伴う事業でございますが、国の経済対策に対応しまして、令和3年度当初予算について、令和2年度の補正予算と一体的に予算化したため繰り越したものでございます。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○高島和男委員 15ページの観光振興課で観光費のインバウンド誘致事業についてお尋ねをしたいと思います。

昨年度ということで、まだまだコロナの見通しが全く立たない中で、7か国113社の海外旅行会社とオンラインで商談会、セミナーを実施したということでございますけれども、何回ぐらいそういったものをされたのか、そして、そのもうちょっと詳しい内容と、そのときのオンラインですからなかなか伝わらないと思うんですけれども、空気感と

どうか、その旅行会社さんがどういう思いとどうか気持ち、そういったものをちょっと教えていただければと思います。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

オンライン商談会については各国の旅行会社、タイ、ベトナム、マレーシア、韓国それから台湾、香港、中国などと実際やっております。

旅行会社の方を相手にしたり、あるいは現地のアドバイザー、それから現地に県から出向いて行っている職員とのいろんな意見交換をやっているところです。

中身についてですけれども、コロナが始まったころは、やっぱりコロナの感染状況、国内の感染状況ですとか熊本の感染状況とか、そういった質問が非常に多かったんですけれども、だんだんコロナが増減を繰り返しながらですけれども、収束したり増えたりするに従って質問の内容が大分変わってきております。

例えば、最初は一番最初に言いましたようにコロナの感染状況とか、行って大丈夫なのかとか、そういった話だったのが、最近になってきますと、例えば宿泊施設あるいは観光施設のコロナの感染対策、こういった感染対策をやっているとか、あるいは新しい観光施設、例えば熊本城ですとか、そういったコロナの収束とともに開いてきた施設ですとか、熊本地震からの復興を成し遂げた熊本城、あるいは駅前のビルの状況とか、だんだんお尋ねになられる質問のフェーズが変わってきております。内容が変わってきております。

これはどういうことかという、私たちも現地の旅行会社の人たちが、やっぱり常に、もう私たちは行ってもいいよというような、そういったフェーズにだんだん移り変わってきている証拠じゃないかなと思っていますの

で、なるだけ私たちも、相手とミーティングする際は最新の情報、あるいはコロナの感染対策、ここまで徹底していますというような、宿泊施設あるいは観光施設のそういった情報を特に注意して発信しているところです。

○高島和男委員 ありがとうございます。

確かに、おっしゃるようにやっぱり向こう側も変化をしていくんだろうと思いますし、今課長がおっしゃったようにフェーズが変わっているということなんで、ぜひ収束というか、終わりじゃなくてだんだん収まってくれば、リベンジ消費とかいうことも言われておりますので、ぜひ向こうの要望というか質問にしっかりと的確に答えて、よーいドンになったときには出遅れのないようにお願いしたいと思います。

もう1点なんですけど、新たな観光事業の創出、ワーケーションの導入で、東京に本社を構える企業による実証実験を行ったということですが、どういった企業、何社ほど、その内容をちょっと教えていただけると……。

○川寄観光振興課長 昨年、ワーケーション、とにかく熊本県は、他の自治体は結構ワーケーションというのは進んでいたんですけども、私たちがなかなか——いわゆる後発組だったというふうに認識しています。昨年は、県と包括連携を結んでおります損保ジャパンさん、損害保険ジャパン株式会社、あちらの会社と実証というか、熊本の環境がどうなのかとか、実際参加された方たちがどう感じたのか、あるいはワークだけじゃなくてバケーションも大事ですので、バケーションの環境がどうなのかとか、あるいは2次交通がどうだとか、そういったところをちょっといろいろヒアリングをさせていただいております。

残念ながら去年は、コロナもいろいろあったので、損保ジャパンさん1社だけと実証という形で進めさせていただきましたけれども、去年の成果を踏まえて今年ちょっと予算をいただきましたので、今年ちょっと広域的に取組を進めていければなというふうに変えております。

○高島和男委員 損保ジャパンさんがこれから実際にワーケーションに熊本を選んでいただくように、また御尽力いただきたいと思いますし、またほかにも数が増えるように引き続き御尽力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 説明の5ページです。

観光交流政策課さんの農業総務費と商業総務費の御説明があったんですけども、活動経費が見込みを下回ったということで不用額、農業総務費は香港、シンガポール、商業総務費は主に上海。政策課の説明のほうでは、農業総務費は販促のPRを4回やりましたと。商業総務費のほうでは県内企業の海外進出を支援したというふうにあるんですけども、逆に私はこの不用額が意外に少ないなというふうに思っているんですよ。全体的にこの観光戦略部の皆さん方は、このコロナ禍の中で非常に、どう進めていいのか、予算を消化すればいいのかという苦慮があるんじゃないかと勝手に私は思っているわけですけども、この香港、シンガポール、上海に関しては意外に予算を消化できたのかなと思うんですけども、そこら辺は何かアピールというか御説明はございますか。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

当県では3事務所、御指摘のとおり海外に事務所を構えております。

今回の不用額の主なものは、やはり旅費が減っているものがほとんどでございます。どうしても海外、特にシンガポール、香港、中国もですけれども、日本よりも厳しい渡航制限とかをかけていらっしゃることも多く、自由に、日本のみならず他の国にも行けないという状況でありましたので、旅費はそうなっております。

あと、おっしゃっていただいたとおり、そんな中でも各事務所、オンラインやそれから本課とのつながりの中で非常にミッション高く頑張っており、職員はアンテナを張ってやっております。渡航ができない中でも、情報収集あたりも非常にしっかりしてくれておりますし、これまで培ってこられた人脈あるいは海外の企業さんとの連携、そういったものの中から、できない中でもいろんな販路拡大に対するイベントであったり現地の催し、そういったものをしっかり頑張らせていただいているところです。

3事務所、うちの部だけではなく全庁の仕事を請け負っておりますので、全ての連携の中でそういった実績を上げているところでございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

主に不用額は渡航費といいますか旅費という御説明だったんですけれども、非常に現地の人、頑張らせていただいているということだったので、これからコロナ後、ウイズコロナなのかもしれませんけれども、爆発的にこの観光戦略部の施策が有効に生きるように、しっかり動いていただいた分しっかり評価をしてあげる仕組みもしていただければと思います。よろしく願いいたします。）

○池田和貴委員 今その3事務所のことで御報告いただいたんですが、すみません、去年

香港が結構大変なことになりましたね、政治的に。

で、今まで香港が持っていた魅力だとか県が持っていた人脈とか、そういったものも少なからず影響を受けるんじゃないかというふうにちょっと懸念をしているところがあって、綿密にいろんな事業で連携されているということだったので、去年の民主化運動へのいわゆる弾圧ですとか、いわゆる資本主義の社会から社会主義に移ろうとしているような感じもするんですけれども、その辺の影響というのは何かあったら教えてほしいなと思っております。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

御指摘のとおり、香港については1国2制度という中で非常に職員のほうも、日本ではちょっと考えられないのかもしれませんが、言論自体も自由な発言というのが制限をされたりしているというような苦勞も聞いているところです。

片やその活動のほうなんですけれども、事務所は肥後銀行さんと共同設置で行っておりますが、いわゆる巣籠もり需要と言いますか、香港内部で楽しむような需要が増えているということで聞いておまして、そういった中では、いろんなそういった日本食のレストランであるとか日本食の農産物加工品といったようなものが出ていっているというようには聞いております。

特段、事務所職員毎週レポートも詳しくしてくれておりますが、特にその中で企業さんとの間でなかなか、おっしゃったような連携ができないというような報告は、特には出ていないところでございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

私たちがマスコミベースでしか見ることができないんですけれども、何か急にならんと

大きく社会自体が変わったような印象を受けたので、駐在員も含めて今後、観光の海外のインバウンドに向けて、今まで香港というのはかなり重点化してきたんですけども、そういったのが変わらないかと思ったんですけども、今のお話だとそうあまり大きく環境は変わってないというような感じで、よかったですよね。分かりました。結構です。

○増永慎一郎副委員長 さっきの事務所の費用、これ農業費と商業費、商業総務費と農業総務費で、これはいわゆる事務所の経費でしょう。

○久原観光交流政策課長 事務所にかかる経費でございます。

○増永慎一郎副委員長 だから、現地でイベントとかそういった関連を行うお金ではないんですよね。

○久原観光交流政策課長 一部そういった費用も、当課で持っている費用も入ってはおりますけれども、おっしゃるとおり事務所の運営費が大きなものを占めております。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○増永慎一郎副委員長 観光戦略部は多分昨年の途中からできて、これが初めての決算ではないかというふうに思っておりますけれども、そうですね。

それで、なかなか1年目からできて非常に制限のある中で、思い切ったお仕事も、切り離れた意味がないような感じで過ごされたというふうに思っております。

不用額も非常に大きいですし、繰越しも非常に大きいんですけども、今年を迎えられて、そういった繰越しの状況とか、全体的に

去年以上にやれたとか、何かそういうのがありますかね。仕事として1年間、今年になってもまだコロナの影響があって、よくなるかと思ったらやっぱり変わらぬやっみたいないな感じで、何かその辺をちょっと教えていただきたいんですけども。

○寺野観光戦略部長 御案内のとおり、蔓延防止がかかったり外れたり、我々の部署は経済振興のアクセルを踏み込む部署と理解しておりますが、なかなかアクセルを踏み込めないというジレンマがございます。で、県のリスクレベルとか国のリスクレベルが下がったときにいろんな発動をしているんですけども、じゃあいつをにらんで、いつの態勢でやっているかというのが我々の焦眉の急かなと。いろんな関係書類を読みますと、来年ぐらいには国内は戻り始めるだろうと。今、一部戻り始めてきてます。ただ、みんなまだマインドが下がっている、そろりそろりかなと。その後インバウンドが来るかなと。そういうイメージを描きながら、では先ほどのオンラインの商談会の話がありましたが、向こうのエージェントですとか、あるいはお店、店を閉めるところもあるんですね。人が入れ替わっているということで、なるたけつながらながら新規のメンバーを探しながらいくと。今やれることをどうやっていくかというのが私どもの焦眉の急でございます。総トータルで言えば去年と余り変わらないのかなと。できることとできないことがありますので。気持ちは少しずつ上向きながら次を見据えて対策をやっていきたいと。やっていかないまでも、まず感染対策ということで、ホテル、そしてお客さんが空間を利用する飲食店につきましても我々の部で、認証店のための感染の補助とかやらせていただけるような、しっかり感染対策をやりながら経済を回していく、ベストバランスを目指しながら今やっているところでございます。

決算特別委員会委員長

○増永慎一郎副委員長 今言われたように、なかなか先が見えない状態ですけれども、こういうことが続いていくと何かしゅんとなりがちで、外向きになかなかできない。予算を組んでも、またなるかもしれないという形で、なかなか動きが鈍くなるような感じがします。

特に行政はお金を使ってないと次のときになかなか使いづらいという部分があるんじゃないかというふうに思っています。今からの予算とかいろいろ決められていく中で、これを無視してでもいいですから、ぜひ、この先に明るい観光が広がっていかれるような予算取りをしていただいて、ぜひとも中から外から観光の面でぜひ頑張って、予算をいっぱい取って、活動が大きくなるように、ぜひお願いをしておきたいというふうに思っております。

以上です。

○寺野観光戦略部長 ありがとうございます。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで観光戦略部の審査を終了します。

今回の第5回委員会は、10月15日金曜日、午前10時から開会し、農林水産部の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後2時45分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する